

令和6年4月9日

土居中学校保護者の皆様

四国中央市立土居中学校長
合田 泰之

土居中学校の「非常変災時における対応」について

若草の美しい季節、保護者の皆様には本校教育活動にご支援・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、四国中央市教育委員会の「非常変災時における応急対応（平成30年10月市内一斉実施）」を受け、土居中学校の「非常変災時における対応」について下記に示しますので、ご確認の上、対応をお願いいたします。なお今後、四国中央市教育委員会の「非常変災時における応急対応」に変更があったときは、本校の対応内容もそれに沿って一部変更する場合も考えられます。その際には事前にお知らせいたしますので、柔軟な対応をお願いいたします。

記

- 1 原則として、午前6時のテレビ、ラジオ、インターネット等の気象情報により判断する。
- 2 午前6時の天気予報、またはそれ以後であっても、登校時まで、「暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪」のどれか一つでも特別警報または警報が出た場合は、「自宅待機」とする。
（自宅待機となった時点で、当日の給食及び午前中の授業はなし）
* 台風接近・低気圧の影響などいずれにおいても、四国中央市に「警報」が発令されたときを基準とする。
- 3 午前10時30分までに「警報」が解除されたときは、原則として自宅で昼食をとって、午後1時までに登校する。下校時刻については、保護者メールと本校ホームページにてお知らせする。
- 4 午前10時30分の時点で「警報」が継続している場合は、「臨時休業」とする。
- 5 生徒が登校した後、台風接近や大雪による「警報」が出た時、またはその「警報」が予想される場合は、早急に集団で帰宅させる。その際には、保護者メールと本校ホームページにてお知らせする。必要に応じて教職員が引率したり、保護者に協力を要請したりする。
- 6 「暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪」以外の警報や各種注意報等の場合は、原則として登校する。ただし、保護者が危険と判断した場合は、保護者同伴で登校するか、安全が確認されるまで自宅待機し、その旨を学校へ連絡する。この場合、遅刻・欠席扱いとはならない。
- 7 登校前までに、弾道ミサイル発射についてJアラートの緊急情報伝達（第1報）があった場合は、学校からの連絡があるまで「自宅待機」とする。安全が確保され、登校が可能となったときには、学校から保護者メールと本校ホームページにて登校時間を連絡する。
- 8 登校前までに、四国中央市に「震度5弱以上」の地震が発生した場合は、学校からの連絡があるまで「自宅待機」とする。安全が確保され、登校が可能となったときには、学校から保護者メールと本校ホームページにて登校について連絡する。
- 9 部活動について
警報発令時は部活動は中止する。
また、台風による被害などの発生が疑われ、登下校に危険がある場合は、警報が発令されていなくても中止する場合がある。この場合は、部活動顧問より連絡がある。
保護者の皆様が危険と判断された場合は、保護者同伴で登校するか、安全が確認されるまで自宅待機とする。この場合、部活動顧問まで各自連絡する。

なお、学校から各家庭への連絡方法は、既に各保護者に登録していただいている保護者メールと本校ホームページの二つの方法で行います。原則、電話連絡はいたしませんので、ご注意ください。通信機器の関係で、メール受信ができない方は、各学級担任と連携していただき、必ず連絡が取れるようご配慮ください。